

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和8年4月15日 千葉地方法務局船橋支局 登記官 関田広美

記

意見又は資料の提出先

〒260-8518 千葉市中央区中央港1-11-3

千葉地方法務局不動産登記部門 所有者不明土地対策室

電話番号 043-302-1393

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項		地目	地積
0407 - 2026 - 0001	船橋市前原西一丁目	5 5 8	官有地	2 1 ・ 2 5
0407 - 2026 - 0002	船橋市前原西三丁目	4 3 0 - 3	公衆用道路	1 7 1
0407 - 2026 - 0003	船橋市前原西四丁目	6 4	田	6 ・ 6 1
0407 - 2026 - 0004	船橋市前原西二丁目	2 6 9 - 2	公衆用道路	3 ・ 3 0
0407 - 2026 - 0005	船橋市前原西二丁目	2 7 3 - 2	公衆用道路	2 9
0407 - 2026 - 0006	船橋市前原西八丁目	8 2 3	墓地	2 9 7 5
0407 - 2026 - 0007	船橋市前原東五丁目	8 2 5	墓地	9 2
0407 - 2026 - 0008	船橋市前原東五丁目	8 2 6 - 1	宅地	7 0 0 ・ 8 2
0407 - 2026 - 0009	船橋市前原東二丁目	1 7 9 - 2	公衆用道路	1 6
0407 - 2026 - 0010	船橋市前原東二丁目	1 8 0 - 2	公衆用道路	2 3